

( 続紙 1 )

京都大学	博士 ( 人間・環境学 )	氏名	堀口良一
論文題目	安全運動の思想史的研究—蒲生俊文と安全第一の誕生—		
(論文内容の要旨)			
<p>近代日本における安全運動の出発点となったのは安全第一協会(1917-1921)、産業福利協会(1925-1936)と協調会産業福利部(1936-1941)であり、本論文はこれらの団体において中心的役割を担った蒲生俊文(1883-1966)の思想と行動を解明することを課題とする。そのために、蒲生の伝記資料、著書、安全運動団体の機関誌『安全第一』(1917. 4-1919. 3)、『産業福利』(機関紙1926. 1-1926. 12、機関誌1927. 1-1941. 3)にもとづき、蒲生の書き記したテキストを関連する諸資料、歴史的な文脈、思想的背景から読解する方法をとる(序章)。</p> <p>工場労働者の急増と労働災害の増加の中で工場法(1911)が制定された時代に、米国の安全運動Safety Firstをいち早く企業内安全運動に取り入れ、「安全専一」を掲げたのは足尾鋳業所長の小田川全之であった。東京電気の労務管理担当者であった蒲生は、1914年に職工の感電即死事故を体験し、新莊吉生社長の理解を得て、企業内安全運動を始めた。やがて、蒲生は「社会的安全運動」(蒲生)の先覚者として主導的役割を果たすことになる(第1章「蒲生俊文と安全運動」)。</p> <p>「社会的安全運動」は内田嘉吉(逓信次官)が米国視察(1916)から帰国し「安全第一主義」を広めるため、蒲生らと民間団体「安全第一協会」(1917)を設立したことに始まる。会頭の内田によれば「安全第一主義」とは、文明の進展に伴う危害を防ぎ人命・財産の安全を確保することであり、同協会の目的は「安全第一主義ノ普及ヲ図リ社会ノ幸福ヲ増進スルコト」にあった。同協会は機関誌『安全第一』を発行し、災害防止展覧会を開催し(1919年5月4日～7月10日)、最初の安全週間(同年6月15日～21日)を設け、蒲生の考案になる安全徽章と安全旗を使用した。同協会は中央災害防止協会(1919)、日本安全協会(1921)へと発展した(第2章「安全第一協会」)。</p> <p>蒲生が安全第一協会の雑誌『安全第一』に寄せた記事23篇のうち13編が英文記事からの翻訳である。啓蒙の対象者は初期の一般大衆から支配層・有識者に重点を移し、事故防止に加えて労働衛生や組織の在り方も論じるようになったが、一貫して工場の安全運動に関心を示した。蒲生の安全思想の特徴は、温情主義、伝統との調和をはかる合理主義、能率増進とコスト意識からなる現実主義の立場から、安全第一を工場主の社会的義務と捉えた点にある(第3章「雑誌『安全第一』」)。</p> <p>安全第一協会の功績は安全週間の創設(1919～)によって社会に安全意識を根付かせたことであったが、資金不足から運動が衰退した。1925年11月に内務省社会局の外郭団体として設立された産業福利協会は、工場法など労働法規の円満な施行、労働安全衛生の改善、労働者福利の増進を目的とする工場主団体の全国組織であった。社会局第一部長であり労働運動を敵視した河原田稼吉は、この協会の理事長として労資協調を目指す産業福利運動を推進した。蒲生は社会局嘱託・協会理事として安全運動を指導し、機関誌『産業福利』編集発行責任者となる。協会の事業は工場主を対象とする第1回産業福利講習会(1926)、第1回全国安全週間の開催(1928)、第1回産業安全衛生展覧会などによって活発化する。しかし財政事情のため1936年には労働争議の調停を行う協調会に吸収され、協調会産業福利部となった。労資が「融合帰一」して「平和に幸福に」働く状況を作り出す、という協会の理念はこの福利部にも引き継がれた(第4章「産業福利運動」)。</p>			

安全第一協会の普及・啓蒙活動を担ったのは社会局労働部技術系職員（工場監督官・鉱務監督官など）であった。労資協調、能率増進、安全労働の社会的義務という協会の理念は内務省社会局が英国の産業福利協会（Industrial Welfare Society）設立に関わったB. S. ラウントリーから学んだものであった（第5章「雑誌『産業福利』」）。この理念は河原田の論文「産業福利の精神」（『産業福利』、1927年2月号）と蒲生の同名論文（『産業福利』、1936年5月号）で発表されたが、比較分析の結果、いずれも蒲生の執筆と判明した（第6章「産業福利の精神」）。

1911年に公布され1916年に施行された工場法は、工場労働者（職工）一般を対象とする日本最初の包括的な労働者保護立法であったが、第13条の定める行政官庁の「命令」すなわち労働災害予防の基準は1929年の「工場危害予防及衛生規則」（内務省令）まで制定されることなく放置された。工場法の制定に尽力し施行の責任者となった岡実（岡）は労働者を社会的弱者として救済すべきであるという人道主義に立ち、工場法のこの「欠陥」を補完するものとして、蒲生の安全運動に期待した。岡の『工場法論』（初版1913）は安全運動が始まった直後の1917年9月に出版された第3版では、序文に「安全第一」の標語を取り入れ、安全重視の生産が能率を向上させると強調し、工場設備など安全に関する事柄の増補により本文が倍増した（第7章「工場法と安全運動」）。

テイラーの『科学的管理法』（1911、邦訳は1913）の影響をうけた能率増進運動は安全運動とほぼ同時期に始まった。しかし、職工の感電即死事故を原体験とする人道主義に立つ蒲生は、テイラーの個人主義的能率主義によらず、能率の増進は「融合一致統一団体」たる工場において出現し、安全運動という「組織的運動」により可能と考え、人道問題と経済活動の矛盾対立を解消しようとした（第8章「能率増進運動と安全運動」）。

人道主義と能率増進という安全運動の理念上の矛盾を、蒲生は東京電気の新荘社長が実践した労務管理にならって命名された「S式労働管理法」の実践を通して解決しようとした。この管理法は工場主が「人格の発露」あるいは「情義」によって工場を「有機的生命活動団体」とし、労使双方が「一丸となり融合一体」となることを説く。労働の場である工場を労働者の生活の場であるコロニーに結合させた「工場コロニー」の構想は、労働者の福祉を工場から社会へ広げていく幸福増進運動の一環であった（第9章「労務管理と安全運動」）。

蒲生は労働者の安全が個人的なものと考えられていた時代に、それが企業の社会的義務であることを認識させ、近代日本に「安全第一」の誕生、工場における福祉の誕生をもたらした。蒲生以外の人物の調査、企業内安全運動の解明、安全週間の史的研究、社会局や協調会との関係、海外関係資料の調査、労働衛生・優生学との関係など残された課題は多い。本論文は福祉社会のあり方を歴史的、思想的に問うための序章である（終章「総括と展望」）。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は戦前期の社会的安全運動(1917-1941)の先駆者であり、理論と実践の両面で一貫して運動を担った蒲生俊文の思想と行動を、関連一次資料の渉猟と徹底した読解と分析にもとづき、初めて総合的に叙述した労作であり、高く評価できる。一次資料のうち蒲生の伝記資料(履歴書・辞令類)と機関誌『安全第一』は論者自身が発掘したものである。

論文の構成は、目次、図表一覧(34点)、凡例、序章「課題と方法」、第1部「安全第一運動」(第1章～第3章)、第2部「産業福利運動」(第4章～第6章)、第3部「幸福増進運動」(第7章～第9章)、終章「総括と展望」、資料編(8点、pp. 223-355)、文献一覧からなっている。論文全体としては時系列的な運動史的叙述の性格が強い。

第1部は主として民間運動団体の安全第一協会(1917-1921)の機関誌『安全第一』によって、第2部は主として官製運動団体の産業福利協会(1925-1936)と協調会産業福利部(1936-1941)に共通の機関誌『産業福利』によって、それぞれの団体の組織と事業を運動史的に叙述し、あわせて蒲生の言説からその人道主義的な安全思想を分析している。第3部ではこれらの運動を戦前期における幸福推進運動の展開、あるいは福祉思想の誕生として捉え直し、農商務省の主導で制定施行された工場法(1911年公布、1916年施行)と蒲生の安全運動との補完関係、テイラーの『科学的管理法』(1911)の影響下、蒲生の安全運動とほぼ同時に拡大した能率増進運動と蒲生の人道主義の矛盾相克、1925年から始まった労資協調の官製運動(産業福利運動)のなかで蒲生が唱えた一連の労務管理思想(工場主の人格の発露にもとづく労使の有機的融合一体)を論じている。

しかし、職工の感電即死事故(1914)を原体験とする蒲生の内発的・日本的人道主義(憐憫、涙、情義)が、工場法の施行(1916)とアメリカの安全第一思想・テイラー式科学的管理思想の移入期(安全第一運動期)、B. S. ラウントリー(1924年10月来日)の産業福利思想の受容期(産業福利運動期)、工場法の欠陥であった労働災害予防の基準が制定された1929年以降、産業福利運動が大日本産業報国会に吸収される1941年までの間に、上述の外来思想とどのような影響関係にあったか、十分には解明されていないことが惜しまれる。

加えて、農商務省、内務省の指導的官僚層に影響を与えた欧米の労働政策・安全思想・経営思想に対する考察が不足しているのも否めない。そうした考察によって蒲生の人道主義の日本的特徴がより明確になったはずである。さらに、歌人でもあった蒲生の情の世界と彼の人道主義が通底している可能性が論じられてもよかった。

とはいえ、本論文は戦前期の社会的安全運動の実態を、その中心人物でありながら今日まで埋もれていた「安全狂」蒲生俊文の思想と行動を通して綿密に叙述しており、現代日

本の安全旗、安全週間のルーツを豊富な資料とともに初めて解明した優れた学術論文である。また、安心安全社会、福祉社会のあり方が問われている現代日本にあって、本研究の社会的意義も大きい。

以上を総合して、本論文は博士（人間・環境学）に値するものと判断する。また、平成22年11月15日論文内容とそれに関連した口頭試問を行った結果合格と認めた。

Webでの即日公開を希望しない場合は、以下に公表可能とする日付を記入すること。

要旨公開可能日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日以降